

# ○塗装工事（路面標示および営繕系を除く）の総合評価落札方式における評価基準等の設定について【令和9年4月1日以降の入札公告から適用】

## 【概要】

- ・現在の「総合評価落札方式」においては、「塗装工事（路面標示および営繕系を除く）」の評価基準等を設定していないため、今回新たに設定する。
- ・当評価基準等については、令和9年4月1日以降に入札公告を行う工事から適用を開始する。

## 【評価基準等】

- 1 入札参加者に求める配置予定技術者の資格は下表のとおりとする。

分 類	必 須 項 目
配置予定技術者に求める資格	<p>【設計金額が3千万円以上1億円未満の工事】 <u>1級塗装技能士（鋼橋）または、1級または2級土木施工管理技士</u></p>
	<p>【設計金額が1億円以上の工事】 <u>1級塗装技能士（鋼橋）または1級土木施工管理技士</u></p>

- 2 総合評価の評価基準については別表のとおりとする。